

基本計画

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

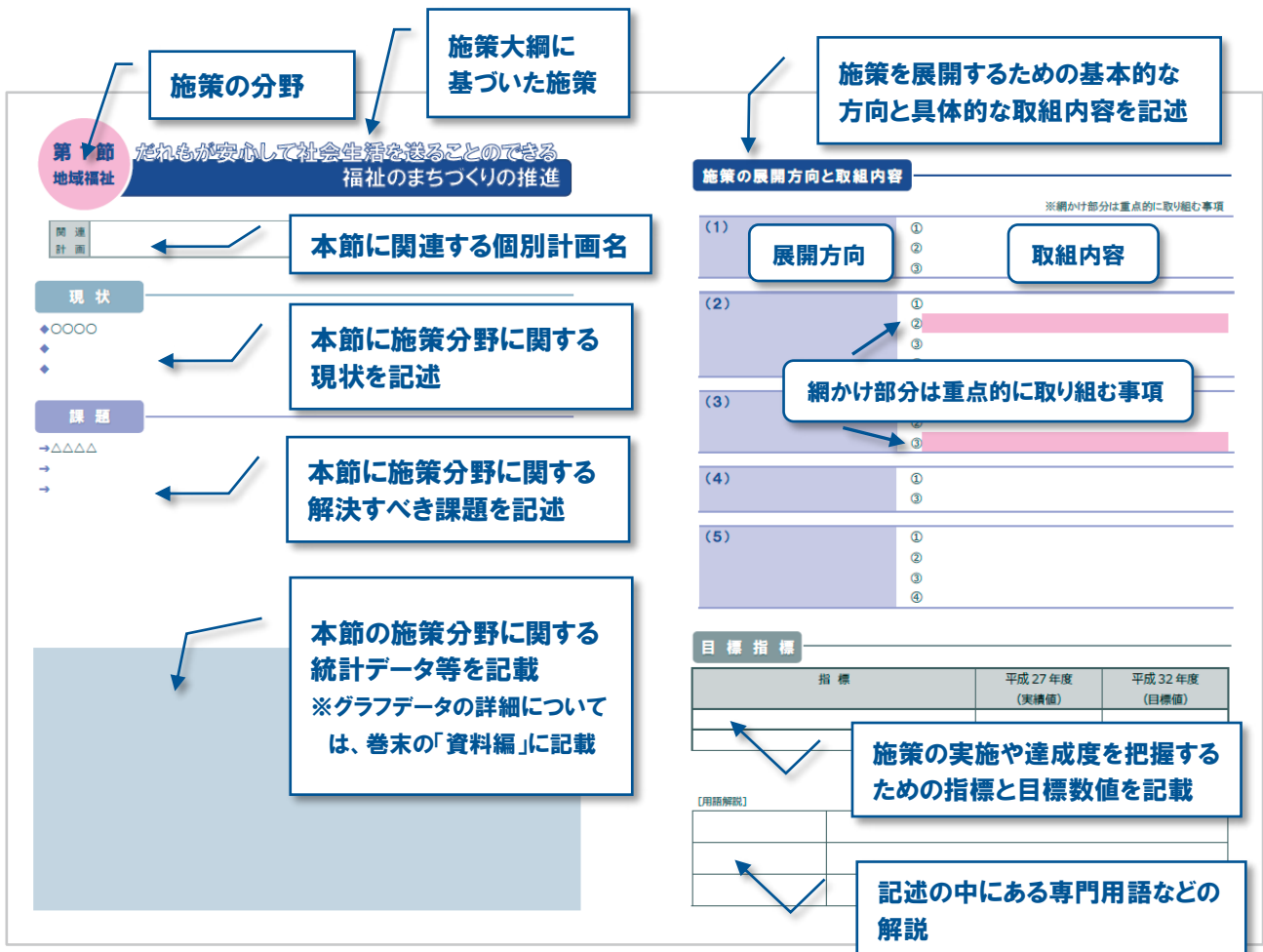
第5章

第6章

第7章

[基本計画の構成]

以下の通り、分野ごとに記述しています。



第1章 すべての人が 安心して暮らし続けられるまち 【健康福祉】

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章



施策体系

第1章 【健康福祉】

すべての人が安心して暮らし続けられるまち

節

第1節【地域福祉】
だれもが安心して社会生活を送ることができる
福祉のまちづくりの推進

第2節【子ども福祉】
安心して子どもを産み育てることができる
地域づくり

第3節【高齢者福祉】
高齢者が安心して生活できるための
環境づくり

第4節【障がい福祉】
障がいのある人の自立・社会参加の促進

第5節【保健・医療】
充実した保健・医療体制等による
市民の健康の確保

第6節【防犯】
犯罪のない安全な地域づくり

施策の展開方向

- (1) 市民みんなで支えあう意識を醸成する（地域福祉に関する理解促進）
- (2) 地域ぐるみの支えあい活動を促進する（市民主体の地域福祉活動の支援）
- (3) 支援の必要な市民の暮らしを守る（社会福祉サービスの充実）
- (4) 市民が必要とする福祉サービスを適切に提供する（社会福祉サービス提供体制の充実）
- (5) だれもが快適に過ごせる「ひとにやさしいまち」をつくる（福祉のまちづくりの推進）

- (1) 親子のこころと生活の安定を支援する（出産・子育てサービス（相談・交流・給付）の充実、ひとり親家庭の支援）
- (2) 安心して子どもを預けられる体制を整える（保育・預かりサービスの充実）
- (3) 子育て世帯の社会参加と家庭生活との調和を支援する（男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進）
- (4) 地域ぐるみの子育て活動を促進する（市民による子育て活動の支援）
- (5) すべての子どもが夢と希望を持って成長する権利を守る（有害環境からの保護、支援が必要な家庭の早期発見と対策）

- (1) 高齢者の生きがいづくりを支援する（社会参加、生涯学習支援）
- (2) 高齢者の健康維持・向上を支援する（介護予防を重視した福祉サービスの充実）
- (3) 高齢者の地域における安心な暮らしを支援する（介護支援サービスの基盤整備・質的向上）
- (4) 高齢者と介護者のこころからだ、生活の不安を軽減する（高齢者福祉サービスの充実）
- (5) 高齢者と介護者に必要なサービスを適切に提供する（総合的な高齢者福祉サービス提供体制の整備）

- (1) 障がいのある人もない人も共に生きる地域をつくる（障がいに対する理解促進、市民協働の推進）
- (2) 障がいをもつ子どもの育ちと学びを支援する（障がい児保健・療育・教育支援の充実）
- (3) 障がいのある人の生きがいづくりを支援する（障がい者の就労、地域活動への参加促進）
- (4) 障がいのある人の安定した生活を支援する（障がい者の日常生活支援）
- (5) 障がいのある人と家族に必要なサービスを適切に提供する（障がい福祉サービスの提供体制の整備）

- (1) 市民の健康づくりを促進する（「うしく健康プラン21」「うしく食育推進計画」の推進）
- (2) すべての親子の健やかで心豊かな生活を支援する（妊娠・出産・子育て期の医療・保健サービスの充実）
- (3) 年代の特性にあわせた保健サービスを提供する（成人期・高齢期の保健サービスの充実）
- (4) 障がい等の特性にあわせた医療費支援や保健サービスを提供する（障がい者等に対する医療費支援・保健サービスの充実）
- (5) こころの健康の維持・向上を促進する（精神疾患に対する理解促進と相談体制の整備）
- (6) 休日等の医療体制の充実により市民の安心を確保する（休日・夜間診療体制の支援）
- (7) 国民健康保険制度の安定化をはかる（医療保険制度の安定化）

- (1) 地域が防犯に取り組む意識を醸成する（防犯意識の向上促進）
- (2) 市民協働による犯罪の起らない地域づくりを推進する（防犯活動の推進）
- (3) 夜間や人通りの少ない地域における安全を確保する（防犯灯・防犯カメラの整備）

第1節 地域福祉

だれもが安心して社会生活を送ることのできる 福祉のまちづくりの推進

関連計画 総合計画前期基本計画、地域福祉計画/地域福祉活動計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画/介護保険事業計画、障がい者プラン/障がい福祉計画、市営住宅長寿命化計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

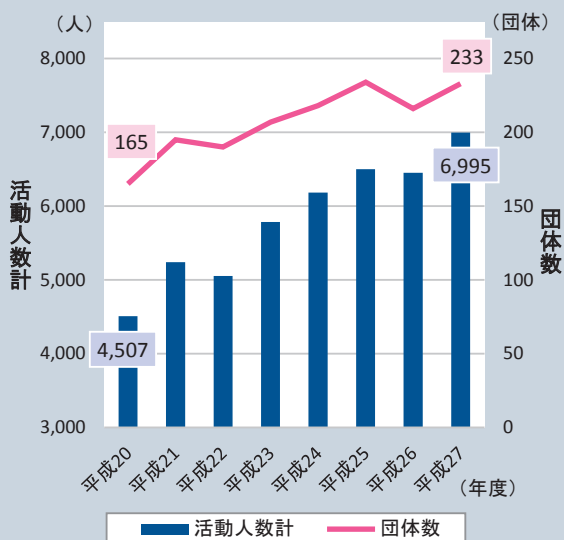
現状

- ◆本市の人口と世帯数は増加を続けていますが、同時に核家族化や高齢化がすすんでいます。そのため、見守りが必要な子どもや一人暮らしの高齢者など、支援が必要な市民が増加しています。
- ◆本市はボランティアや市民活動が活発なまちであり、多くの市民や団体が、地域福祉の重要な担い手となって多様な取り組みを展開しています。
- ◆現在、こうした取り組みの中心的な担い手となっているのは、本市の人口構成の中で最も多い団塊世代の市民が多いため、今後は、この世代の高齢化によって、地域福祉の担い手が減少していくおそれがあります。

課題

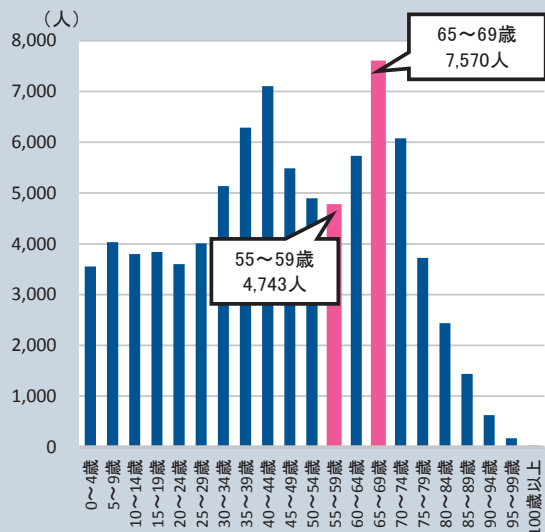
- 子どもから大人まで、お互いに支えあう心を育むことによって、地域福祉の担い手を増やし、市民の主体的な活動をさらに活性化していく必要があります。
- 核家族化や高齢化にともなう支援が必要な市民の増加に対応していけるよう、市民や関係機関との連携・協働体制をより強化していく必要があります。
- 全ての市民が快適に過ごせるよう、バリアフリー※化やユニバーサルデザイン※の導入などによる「ひとにやさしいまち」づくりが必要です。

【ボランティア団体数と活動人数の推移】



資料：社会福祉協議会

【年齢5歳階級別人口】



資料：国勢調査（H27）

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民みんなで支えあう 意識を醸成する (地域福祉に関する理解促進)</p>	<p>①家庭や学校、地域における福祉学習の取り組みを促進します。 ②学校教育や市民活動などにおいて、世代等の異なる人々の交流を促進します。 ③地域や学校などにおける人権に関わる教育や啓発を推進します。</p>
<p>(2) 地域ぐるみの 支えあい活動を促進する (市民主体の地域福祉活動の支援)</p>	<p>①地域や事業所と連携し、地域福祉の担い手を発掘・育成します。 ②活動場所や情報の提供などにより、ボランティア・NPO※法人等の活動を支援します。 ③民生委員児童委員活動の支援や「見守り台帳」の整備などにより、地域による見守り支援を促進します。 ④行政区への加入促進や「たまり場※」の整備などにより、地域コミュニティの活性化を支援します。(3章3節(3)と関連) ⑤地区社会福祉協議会※を支援し、地域住民主体の福祉活動を推進します。(3章3節(1)①に再掲)</p>
<p>(3) 支援の必要な 市民の暮らしを守る (社会福祉サービスの充実)</p>	<p>①子ども、高齢者、障がい者などの特性やニーズに合わせた福祉サービスを提供します。 ②買物弱者サービスなど、地域福祉の向上につながる事業の運営や新規参入を支援します。 ③住居の確保や就労相談などにより、生活困窮者の自立を支援します。 ④発達障がい者や難病患者に対する福祉サービス情報の提供、利用支援、支援内容の拡充を推進します。 ⑤災害の被災者や戦没者の遺族や旧軍人、行旅病人などの援護が必要な人を支援します。 ⑥福祉事業者に対する助言や指導、成年後見制度の活用支援などにより、福祉サービスの適正な利用を促進します。</p>
<p>(4) 市民が必要とする 福祉サービスを適切に提供する (社会福祉サービス提供体制の充実)</p>	<p>①保健・医療・福祉の連携・協働による総合的な支援と情報提供を推進します。 ②市社会福祉協議会の運営を支援し、市民協働による福祉活動を推進します。 ③市社会福祉協議会や民間福祉事業者などとの連携による総合的な相談体制を構築します。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

(5)

だれもが快適に過ごせる 「ひとにやさしいまち」をつくる (福祉のまちづくりの推進)

- ①道路、公園、公共施設等の公共インフラに加えて、民間施設などについてもバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を促進します。
- ②公共交通機関や民間移送サービスの充実により、子育て家庭や高齢者、障がい者などの移動手段を確保します。
- ③市民だれもが気軽に利用できる公共施設の活用を図ります。
- ④市営住宅や民間賃貸住宅などを活用し、住宅セーフティネット※を補完します。

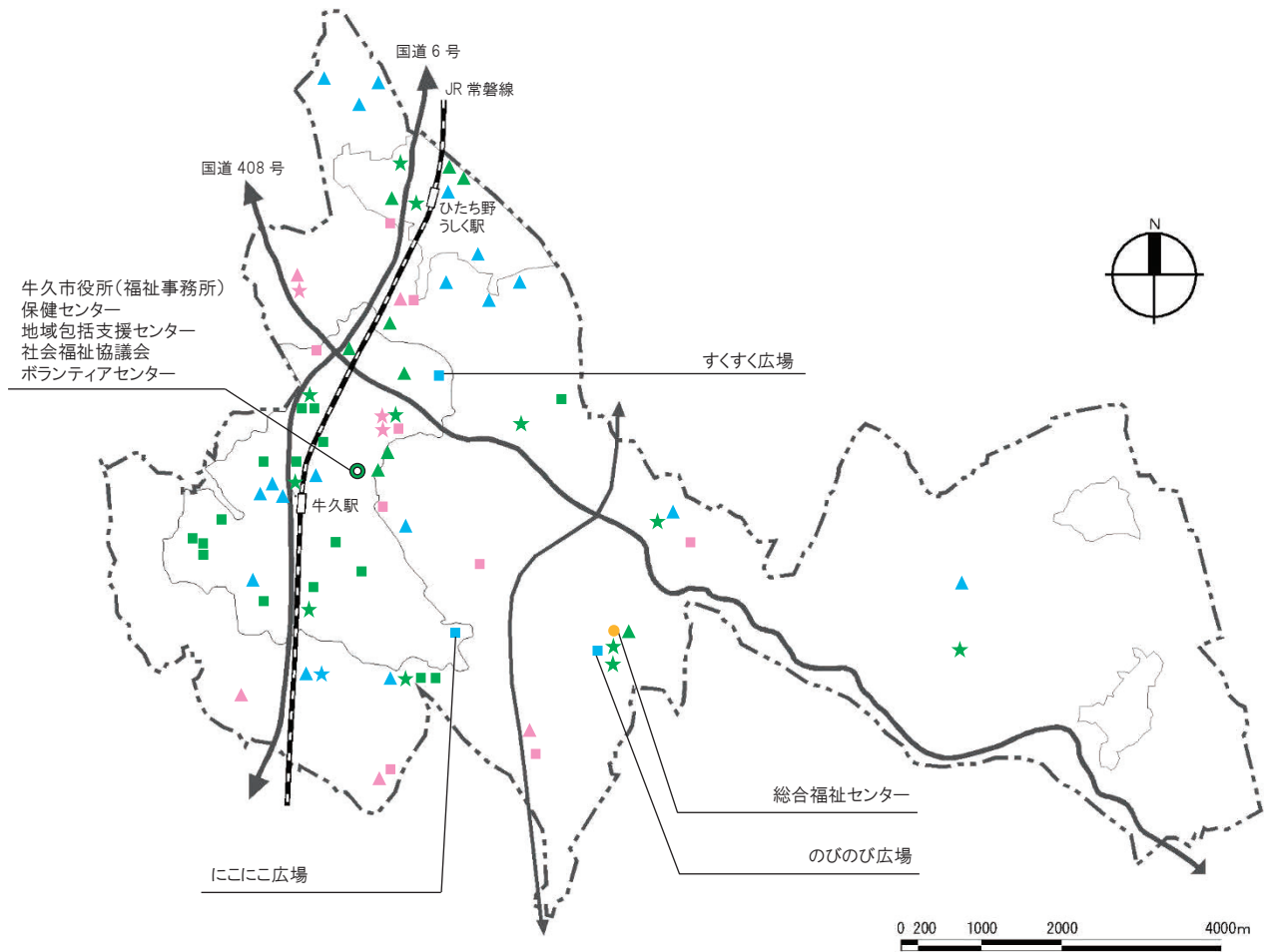
目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
地域ふれあいサロン登録数 (団体) ※地域ふれあいサロンに登録しているNPO等の団体数	70 団体	75 団体
見守り台帳登録件数	4,578 件	5,000 件

[用語解説]

バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁 (バリア) となるものを除去 (フリー) すること。物理的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
N P O	「Non-Profit-Organization (非営利団体)」。営利を目的としない公共的な活動を行う市民活動団体。
たまり場	地域住民、特定の仲間などがいつも寄り集まる一定の場所。本市では、地域コミュニティの活性化に貢献している集会所や区民会館を「たまり場」と呼ぶ。
地区社会福祉協議会 (略称：地区社協)	一人の不幸も見逃さない地域づくりを目指して、多様化する生活課題や福祉課題を解決するため、住民同士が助け合い、力を合わせて地域福祉活動をすすめる新たな支え合いの活動基盤。各地区社協の範囲はおおむね小学校区であり、地域住民の主体的な参加と協力により、まちづくりの推進役として、地域の特徴に合った地域福祉活動をすすめている。
セーフティネット	「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。社会保障の一種。

[福祉関連施設位置図]



凡例

- | | | | |
|--|-----------|--|-------------|
| | 市役所 | | 介護老人保健施設 |
| | 総合福祉センター | | 地域密着サービス |
| | 保育園 | | 障がい児通所事業所 |
| | 認定こども園 | | 障がい者通所事業所 |
| | 子育て広場 | | 障がい者グループホーム |
| | 特別養護老人ホーム | | 市街化区域 |

序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

第2節 子ども福祉

安心して子どもを産み育てることができる 地域づくり

関連計画 総合計画前期基本計画、子ども・子育て支援事業計画、男女共同参画推進基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

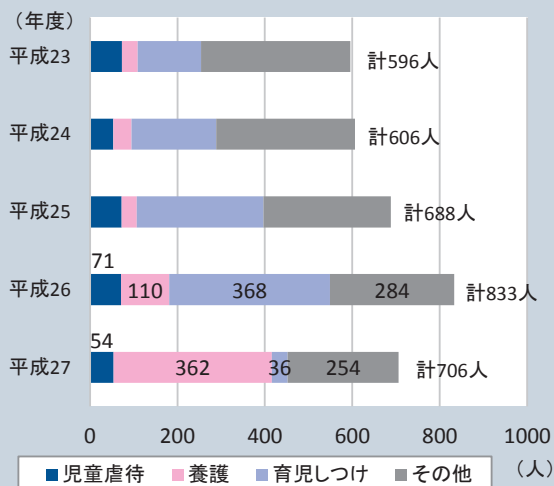
現状

- ◆本市では、ひたち野うしく駅周辺の新市街地などへの子育て世帯の転入が続き、人口が増加しています。その中で、核家族化や地域のつながりの弱体化などから、母と子が孤立化しやすい環境となっています。
- ◆家庭児童相談室において、平成 27 年度から「育児しつけ」の相談を「養護」が必要な相談として受けとめることにより、「養護」の悪化から「児童虐待」にすすまないように取り組んだ結果、「児童虐待」の相談が減少しました。
- ◆本市では、子どもの増加にあわせて保育園の定員増加をすすめてきたことにより、近年は待機児童 0（ゼロ）を維持してきました。しかし、平成 28 年 4 月、保育士不足により 33 名の待機児童が発生しています。
- ◆平成 27 年度に実施した「出産・子育てに関するアンケート調査」によると、回答者の 35%が「希望する子どもの数」よりも「実際に持つつもりの子どもの数」のほうが少ないとしており、その理由は、「経済的に難しいから」が 1 位で、「仕事との両立が難しいから」が 2 位となっています。

課題

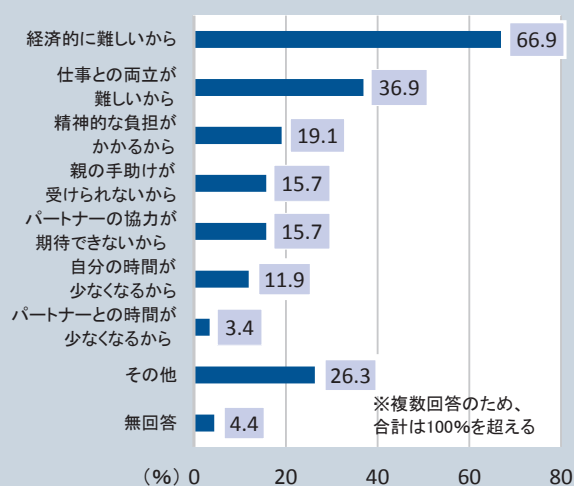
- 本市では、親子の交流を促進する場の提供や、多様な相談にワンストップ※で対応する体制の整備などをすすめています。こうした取り組みに加えて、市民同士のつながりの中で、地域ぐるみで子どもたちを守り育てる環境づくりが必要です。
- 子育て世帯が安定した生活を営むためには、行政による妊娠・出産・子育てに関する経済的支援とともに、子育て世帯の安定収入の確保が必要です。そのためには、子どもの預かりに関する多様なニーズに対応できる体制づくりや、夫婦が協力しあって仕事と育児を両立していける環境づくりが必要です。

〔家庭児童相談室における
相談内容の推移（実人数）〕



資料：こども家庭課

〔希望する子どもの数よりも実際に持つつもりの子どもの数が少ない理由〕



資料：政策企画課

(平成 27 年度出産・子育てに関するアンケート調査)

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 親子のこころと 生活の安定を支援する (出産・子育てサービス(相談・交流・給付)の充実、ひとり親家庭の支援)</p>	<p>①ひとりひとりに寄り添うことにより、子育てに関する情報を的確に提供し必要な子育て支援サービスにつなぎます。</p> <p>②「子育て世代包括支援センター」の充実などにより、妊娠・出産・子育てに関する多様な相談に対応し、切れ目のない支援を提供します。</p> <p>③子育て広場や保育園の「地域子育て支援センター」などの運営により、身近な地域で交流や相談のできる機会を提供します。</p> <p>④出産育児一時金、児童手当、児童扶養手当などにより、出産・育児に関する経済的な負担を軽減します。</p> <p>⑤ひとり親家庭に対する総合的な自立支援により、親子の健康的な暮らしを支えます。</p>
<p>(2) 安心して子どもを預けられる 体制を整える (保育・預かりサービスの充実)</p>	<p>①保育需要にあわせて施設を整備し、受入体制の充実を図るとともに、保育士不足解消のための処遇改善に努めます。(3章4節(2)④に再掲)</p> <p>②「病児保育」「延長保育」「一時預かり」などの保育サービスの充実により、仕事と家庭の両立や在宅保育者等を支援します。</p> <p>③保育士や放課後児童支援員などの研修により資質の向上を図り、子どもの個性や発達状況に応じた保育を提供します。</p> <p>④放課後児童クラブと放課後かっぱ塾の運営、夜間の預かり時間延長や学校休業日の預かり支援により、共働き世帯などを支援します。</p>
<p>(3) 子育て世帯の社会参加と 家庭生活との調和を支援する (男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進)</p>	<p>①男女共同参画の推進により、性別にかかわらず個性と能力を発揮できるまちづくりを促進します。(詳細は3章4節(1))</p> <p>②ワーク・ライフ・バランスの推進により、仕事と家庭のバランスが取れた生活環境づくりを促進します。(詳細は3章4節(2))</p> <p>③在宅勤務に対応可能な技術取得の支援などにより、仕事と子育ての両立を促進します。(5章4節(3)③に再掲)</p>
<p>(4) 地域ぐるみの子育て活動を 促進する (市民による子育て活動の支援)</p>	<p>①ファミリー・サポートセンター事業等に協力する市民ボランティアの育成などにより、子育て支援のネットワークづくりを促進します。</p> <p>②「たまり場※」を活用し、地域住民による子どもの居場所づくりを促進します。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

(5)

すべての子どもが夢と希望を持って成長する権利を守る

(有害環境からの保護、支援が必要な家庭の早期発見と対策)

- ①地域と連携し、携帯電話やインターネット等のトラブル、いじめや非行、薬物乱用など、有害環境から子どもを守るための対策を推進します。
- ②家庭相談員、民生委員児童委員、主任児童委員、人権擁護委員との連携などにより、家庭や学校の問題に関する相談に対応し、解決を促進します。
- ③行政、学校、児童相談所などの関係機関と地域との連携により、児童虐待を未然に防止するとともに、早期発見と早期対応を推進します。
- ④貧困の状態にある子どもの修学支援や居場所づくり、保護者の自立支援などにより、子どもの夢や希望の実現を支援します。

目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
保育園待機児童数 (各年 4 月 1 日現在)	33 人	0 人
ファミリー・サポートセンターの協力会員数	169 人	170 人
ファミリー・サポートセンターの利用者数	775 人/年	900 人/年

[用語解説]

ワンストップ	複数の用事を一箇所で済ませられること。「ワンストップ化」「ワンストップサービス」「ワンストップショッピング」といった複合語で用いられることが多い。
たまり場	地域住民、特定の仲間などがいつも寄り集まる一定の場所。本市では、地域コミュニティの活性化に貢献している集会所や区民会館を「たまり場」と呼ぶ。



病後児保育



子育て広場

序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

第3節 高齢者福祉

高齢者が安心して生活できるための

環境づくり

関連計画 総合計画前期基本計画、高齢者福祉計画/介護保険事業計画、男女共同参画推進基本計画、スポーツ振興基本計画

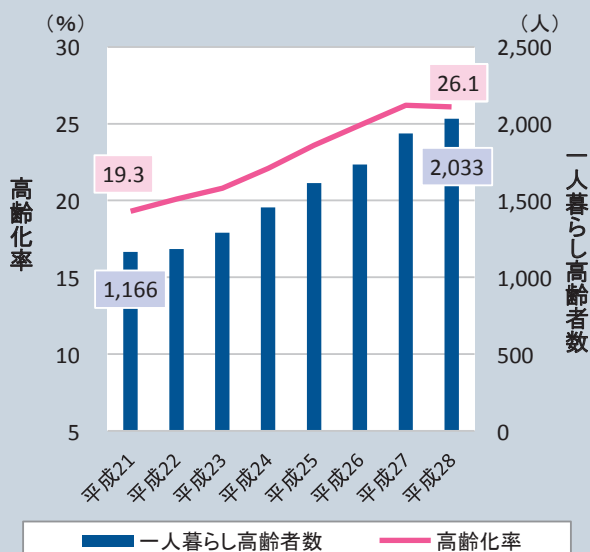
現状

- ◆本市の65歳以上の市民の割合（高齢化率）は、平成28年に26%を超え、今後も増加傾向が続きます。
- ◆介護保険給付費が増加しており、今後はさらに大幅な増加が見込まれています。
- ◆閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者や、生活機能の低下により支援が必要な高齢者が増加しています。
- ◆判断能力の低下などによる、契約行為や財産管理に関するトラブルが発生しています。
- ◆要介護状態になると、その高齢者自身だけでなく、家族など介護者の負担や不安も大きくなります。

課題

- より多くの高齢者が、健康を維持しながら地域で元気に活躍していくことは、すべての市民にとって大切なことです。そのため、現役時代に培った能力や趣味を活かせる機会づくりなどにより、生きがいを感じて過ごす高齢者を増やしていく必要があります。
- 高齢者と地域の人々が楽しく交流できる機会づくりや、高齢者が生活機能の低下を抑えながら地域で自立した生活を送るための介護予防をすすめていく必要があります。
- 要介護者やその家族が安心した生活を継続できるよう、介護支援や相談・交流機会の充実に取り組むとともに、サービスを安定的に提供するための体制の整備、人材の確保・育成が必要です。

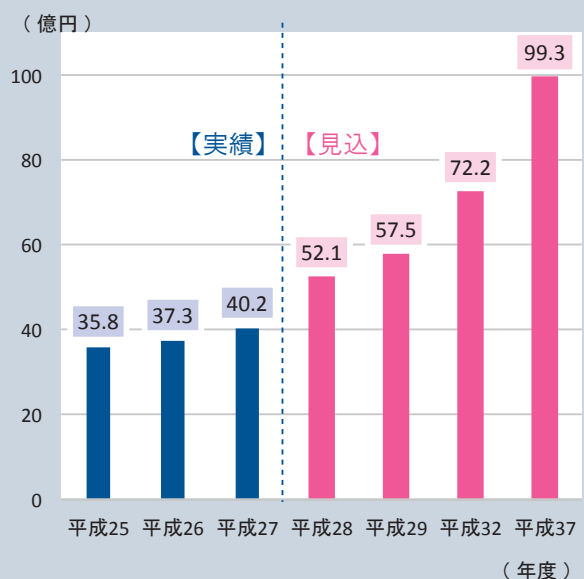
【高齢化率と一人暮らし高齢者数の推移】



※高齢化率は各年10月1日現在、一人暮らし高齢者数は4月1日現在

資料：常住人口調査・国勢調査（H22、H27）、
高齢福祉課

【介護保険給付費の実績および見込み】



資料：高齢福祉課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 高齢者の生きがいづくりを支援する (社会参加、生涯学習支援)</p>	<p>①社会活動や生涯学習、スポーツ活動への参加などによる、高齢者の生きがいと健康づくりを支援します。</p> <p>②ハローワークやシルバー人材センターとの連携などにより、高齢者の就労を支援します。</p> <p>③高齢者が現役時代に培った能力を、行政や教育などに活かせる機会づくりを推進します。</p>
<p>(2) 高齢者の健康維持・向上を支援する (介護予防を重視した福祉サービスの充実)</p>	<p>①「介護予防・日常生活支援総合事業」「介護予防事業対象者施策」「包括的支援事業」「任意事業」で構成される地域支援事業を推進します。</p> <p>②「居宅サービス」「地域密着型サービス」「その他サービス」で構成される介護保険給付サービスを適切に提供します。</p> <p>③「地域包括支援センター」の整備などにより、地域住民の保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する「総合的な介護予防システム」への転換を促進します。</p>
<p>(3) 高齢者の地域における安心な暮らしを支援する (介護支援サービスの基盤整備・質的向上)</p>	<p>①在宅高齢者に対する「生活支援サービス」「家族介護支援サービス」を充実します。</p> <p>②「居宅サービス」「地域密着型サービス」「施設サービス」「その他サービス」で構成される介護保険給付サービスを適切に提供します。</p> <p>③介護人材の育成、施設の充実などにより、介護サービスを十分に提供できる体制整備を促進します。</p> <p>④介護学習講座を開催し、介護に対する知識の取得を支援します。</p>
<p>(4) 高齢者と介護者の こころとからだ、 生活の不安を軽減する (高齢者福祉サービスの充実)</p>	<p>①生活支援や交流機会の提供などの福祉サービス充実により、一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者等の外出や交流を促進します。</p> <p>②在宅高齢者の介護をサポートするサービスや、家族介護者同士の交流機会の提供などにより、在宅による介護の継続を支援します。</p> <p>③老人ホーム入所援護事業や高齢者虐待一時保護事業などにより、在宅での生活が困難な高齢者や虐待を受けている高齢者を保護します。</p> <p>④住宅改修（介護保険給付）に関する相談や指導の充実により、高齢者の安全で快適な暮らしを支援します。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

(5)

高齢者と介護者に 必要なサービスを 適切に提供する

(総合的な高齢者福祉サービス提供
体制の整備)

- ①福祉サービス施設・事業所の整備促進、人材の確保支援により、高齢者と介護者が必要なサービスをタイムリーに受けられる地域づくりを推進します。
- ②保健・医療・福祉に関わる多様な主体の連携による「地域包括ケアシステム※」体制を構築します。
- ③地域包括支援センターに設置している「高齢者あんしん電話」などにより、高齢者が安心して暮らしていくためのあらゆる相談に対応します。
- ④認知症に関する知識の普及・啓発・相談や、発症予防・早期発見・早期対応、認知症者の権利擁護など、認知症高齢者に対する総合的なサービス提供体制を整備します。
- ⑤高齢者虐待の防止、早期発見・早期対応のための相談・対応窓口の周知、被虐待者と養護者の支援などを適切に行うための官民連携体制を整備します。
- ⑥防災無線や牛久市 SOS ネットワークの活用により、行方不明者の早期発見に取り組みます。

目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
シルバー人材センター就業率	86.5%	90.0%
認知症カフェ利用者数	363 人/年	600 人/年
同 箇所数	1 箇所	3 箇所

[用語解説]

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。



かっぱつ体操



認知症カフェ

序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

第4節 障がいのある人の自立・社会参加の促進

障がい福祉

関連計画 総合計画前期基本計画、障がい者プラン/障がい福祉計画

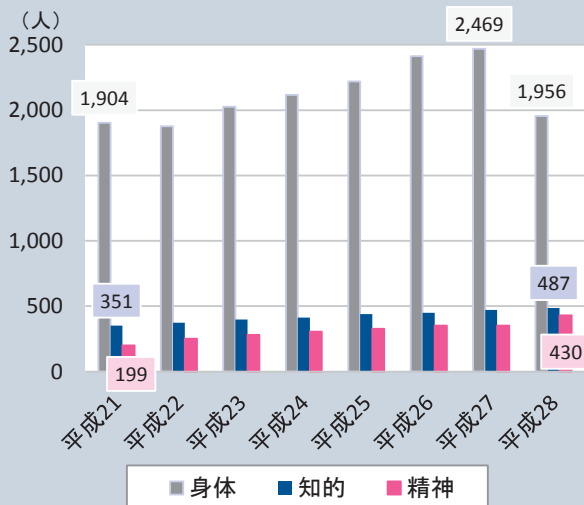
現状

- ◆後天性疾患の増加や高齢化の進展にともない、身体やこころに何らかの障がいを持った市民が増加しています。また、障がいのある人を高齢の家族が介護しているケースも増加しています。
- ◆障がいのある人は社会的・経済的な面だけでなく、日常生活の様々な面でハンデキャップがあります。また、障がいのある人の家族も、介護などにより精神的、肉体的、経済的な負担を抱えています。
- ◆障がいのある人は、困っていても訴えることが難しい、尊厳が軽視されやすいという状況にあり、それが原因となって、様々なトラブルに巻き込まれるケースが多くあります。

課題

- 障がいのある人とその家族が、社会の中で安心して暮らしていけるよう、ライフステージや障がいの特性に応じた支援をきめ細かく提供していく必要があります。また、障がいのある人が生きがいを持って心豊かに暮らしていけるよう、地域で育ち、学び、働く環境を整えていく必要があります。
- 障がいのある人もない人も、一人一人の人格や個性を尊重されるべきです。同じ社会の一員としてともに暮らしていけるよう、市民の障がいに対する理解を深めていく必要があります。また、障がいのある人が自らの意思に基づいた生活ができるよう、相談や情報提供機能を充実させていく必要があります。

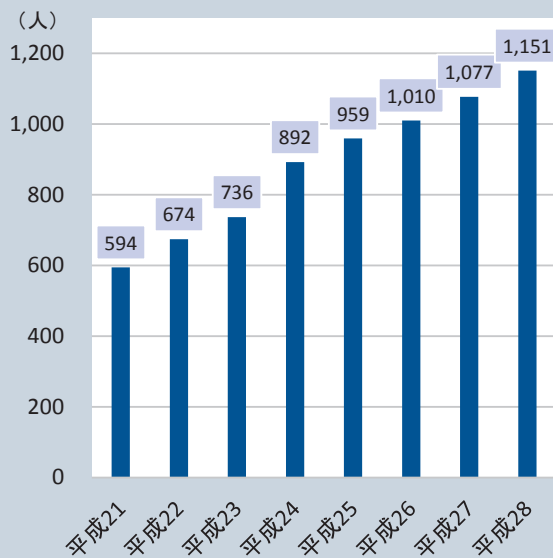
【障害者手帳所持者数の推移】



※各年4月1日現在。平成27年度に身体障害者手帳交付事務が茨城県から移管されたことに伴い台帳を整理したことにより、平成28年度の障害者手帳所持者数が減少している

資料：社会福祉課

【自立支援医療（精神通院）受給者数の推移】



※各年4月1日現在

資料：社会福祉課

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 障がいのある人もない人も 共に生きる地域をつくる (障がいに対する理解促進、市民協働 の推進)</p>	<p>①障がいに関する理解促進・啓発活動を通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、障がいのある人に対する理解を促進します。</p> <p>②市職員の障がいに関する知識取得促進や手話通訳者の設置など、合理的配慮のある行政サービスを提供します。</p> <p>③ボランティアや市民団体、地区社会福祉協議会※などへの支援により、地域住民主体の福祉活動や交流を促進します。</p>
<p>(2) 障がいをもつ子どもの育ちと 学びを支援する (障がい児保健・療育・教育支援の 充実)</p>	<p>①妊産婦・乳幼児の定期健康診査などによる障がいの早期発見と、相談体制の充実などによる早期療養を促進します。</p> <p>②「こども発達支援センターのぞみ園」における療育サービスの提供などにより、障がいのある子どもの発達を積極的に支援します。</p> <p>③障がいのある子どもの専門的な教育相談の場と、地域で子育てをサポートする体制の整備を促進します。</p> <p>④障がいのあるなしに関わらず同じ場で共に学ぶ「インクルーシブ教育システム※」を構築するため、教育指導体制の充実や学校施設のバリアフリー※化を推進します。(2章1節(2)と関連)</p>
<p>(3) 障がいのある人の 生きがいづくりを支援する (障がい者の就労、地域活動への参加 促進)</p>	<p>①障がいのある人の社会生活に対する啓発活動などにより、市民や企業等の理解と協力を得られる地域づくりを促進します。</p> <p>②福祉的就労を提供する事業所や市内農業生産者との連携などにより、障がいのある人のしごとづくりを推進します。</p> <p>③ハローワーク等と連携した就労相談や民間事業者への要請などにより、障がいのある人の就労を促進します。</p> <p>④生涯学習や文化芸術活動、スポーツ活動の機会の提供や施設利用支援などにより、障がいのある人の多様な活動を促進し生活の質の向上を図ります。</p>
<p>(4) 障がいのある人の 安定した生活を支援する (障がい者の日常生活支援)</p>	<p>①相談支援や自立支援、地域生活支援などの充実により、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう支援します。</p> <p>②年金・手当等の金銭給付や優遇措置、貸付に関する情報提供などにより、障がいのある人の経済的な自立を支援します。</p> <p>③市営住宅への優先入居やグループホーム整備の促進、施設のバリアフリー化などにより、障がいのある人の暮らしやすい環境をつくりま</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

(5)
障がいのある人と家族に必要な
サービスを適切に提供する
(障がい福祉サービスの提供体制の
整備)

- ①福祉事業所との連携により、日中活動系サービスやデイサービス事業などの障がい福祉サービスを提供する場の確保を促進します。
- ②障がい福祉事業所職員への研修や、市民向けの手話講習会や手話サロンの開催などにより、福祉に関わる人材を育成します。
- ③市民・行政・事業所との連携により、障がいのある人とその家族に対する適切な情報提供・相談対応・サービス提供をすすめるとともに、差別解消や虐待防止など、障がいのある人の権利擁護を推進します。
- ④保健・医療・福祉・教育など関係機関との連携により、支援体制の充実を図ります。

目 標 指 標

指 標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
福祉サービス・地域相談支援の受給率 (セルフプランを除く)	78.67%	100%

[用語解説]

地区社会福祉協議会 (略称：地区社協)	一人の不幸も見逃さない地域づくりを目指して、多様化する生活課題や福祉課題を解決するため、住民同士が助け合い、力を合わせて地域福祉活動をすすめる新たな支え合いの活動基盤。各地区社協の範囲はおおむね小学校区であり、地域住民の主体的な参加と協力により、まちづくりの推進役として、地域の特徴に合った地域福祉活動をすすめている。
インクルーシブ教育（システム）	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。



知的障害者サービスセンター わくわく



就労継続支援

序論
基本構想
基本計画
第1章
第2章
第3章
第4章
第5章
第6章
第7章

第5節 保健・医療

充実した保健・医療体制等による

市民の健康の確保

関連
計画

総合計画前期基本計画、うしく健康プラン 21、うしく食育推進計画、特定健康診査特定保健指導実施計画/評価、地域福祉計画/地域福祉活動計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画/介護保険事業計画、障がい者プラン/障がい福祉計画、新型インフルエンザ等対策行動計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略

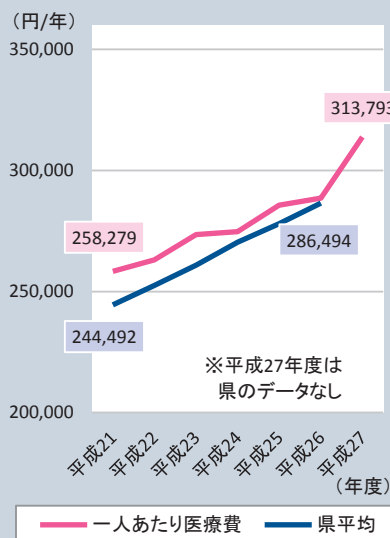
現状

- ◆わが国は、国民皆保険制度のもと、だれもが安心して医療を受けられる医療制度を実現し、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を達成してきました。しかし、高齢化や生活習慣の変化による生活習慣病の割合増加などにより、国民医療費および人口一人当たり国民医療費は増加が続き、財政負担が年々大きくなっています。
- ◆本市においても、被保険者 1 人あたりの国民健康保険医療費、高齢者医療費の増加傾向が続いています。また、どちらも県平均よりも高くなっています。
- ◆保健・医療に対する市民のニーズは、子どもや妊婦、高齢者等のライフステージによる違いや、障がいの特性、病気に対する考え方の違いなどがあり、多種多様です。

課題

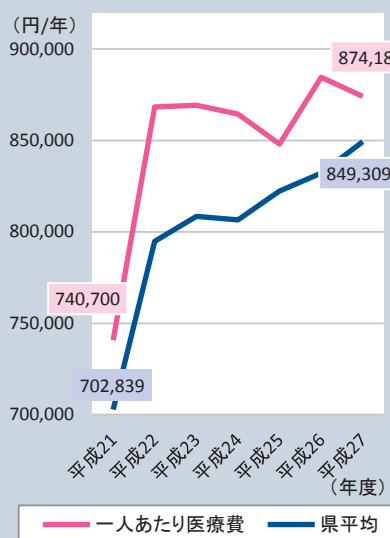
- 今後さらに高齢化がすすんでいく中、市民が生涯かっぱつに過ごし、健康寿命※を延伸していくためには、市民一人一人が食習慣の改善や適度な運動、健診の受診など、健康の維持増進のための取り組みを積極的にすすめられるよう支援していく必要があります。
- 市民が必要とする保健・医療サービスを適時・適切に受けられるよう、制度の安定運用や保健医療提供体制の整備をすすめていく必要があります。

【国民健康保険医療費の推移
(現物給付分・被保険者一人あたり)】



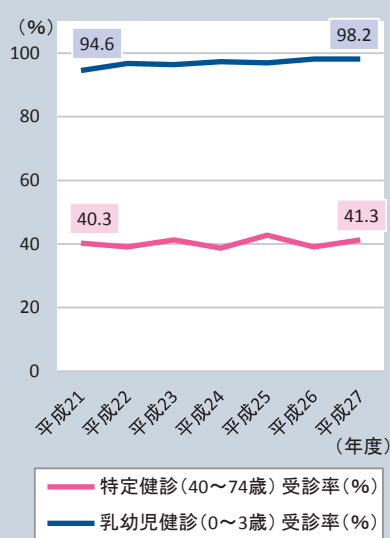
資料：医療年金課

【高齢者医療費の推移
(現物給付分・被保険者一人あたり)】



資料：医療年金課

【特定健診・乳幼児健診の
受診状況の推移】



資料：健康づくり推進課（乳幼児健診）
医療年金課（特定健診）

施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 市民の健康づくりを促進する (「うしく健康プラン21」「うしく食育推進計画」の推進)</p>	<p>①適度な運動や良い食生活、規則正しい生活の習慣化、健康阻害要因の抑制、健康診査と予防接種の受診率向上、人と地域のつながり支援など、健康寿命※延伸のための健康づくり対策を推進します。</p> <p>②乳幼児期から高齢期までの世代に応じた歯科検診や歯磨き指導など、生涯を通じた歯科保健対策を推進します。</p> <p>③感染症の拡大や重症化を抑制するため、予防接種の助成対象拡大などを検討します。</p> <p>④新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、未知の感染症対策を推進します。</p> <p>⑤保健センターを健康づくりの拠点として、市民に身近な保健サービスを総合的に実施します。</p>
<p>(2) すべての親子の健やかな心豊かな生活を支援する (妊娠・出産・子育て期の医療・保健サービスの充実)</p>	<p>①妊娠期から乳幼児期、学童期や思春期といったライフステージに応じた保健対策を推進します。</p> <p>②子どもの発育の基礎となる乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を促進します。</p> <p>③「子育て世代包括支援センター」の充実などにより、妊娠・出産・子育てに関する多様な相談に対応し、産後のうつ状態や育児不安等の軽減対策を推進します。</p> <p>④乳幼児の健やかな成長発達の確認と育児支援、および発育発達の遅れの早期発見と療育支援を推進します。</p> <p>⑤不妊や不育症に対する治療費の助成、子どもの予防接種自己負担費用の助成、医療福祉費支給制度（マル福）における対象年齢の高校生相当までの拡大など、妊娠期から子育て期の経済的負担の軽減を図ります。</p>
<p>(3) 年代の特性にあわせた保健サービスを提供する (成人期・高齢期の保健サービスの充実)</p>	<p>①特定健康診査や各種がん検診等の健診体制や保健指導の充実を図るとともに、健康・医療に関する教室・講演会の実施などにより、市民の主体的な健康づくりを促進します。</p> <p>②「特定健康診査・特定保健指導実施計画・評価」「牛久市国民健康保険データヘルス計画」に基づき、国保データベースシステム※を活用して、生活習慣病の発症や重症化予防などの保健事業を推進します。</p> <p>③高齢者の介護予防事業、健康増進事業の実施により、高齢者保健の充実を図ります。</p>

序論

基本構想

基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

<p>(4) 障がい等の特性にあわせた医療費支援や保健サービスを提供する (障がい者等に対する医療費支援・保健サービスの充実)</p>	<p>①未熟児養育医療費給付、自立支援医療給付、医療福祉費支給、難病福祉見舞金の給付など、年代や障がいの特性にあわせた医療費支援・福祉・保健サービスを提供します。</p>
<p>(5) こころの健康の維持・向上を促進する (精神疾患に対する理解促進と相談体制の整備)</p>	<p>①市民の精神的健康の維持・向上と、こころの病気への理解を深めるための啓発活動を推進します。 ②「こころの健康相談」の実施や市内外の各種相談窓口の紹介などにより、思春期の摂食障がいや、出産・育児や仕事、介護等により生じた精神的な不調などの改善を支援します。</p>
<p>(6) 休日等の医療体制の充実により市民の安心を確保する (休日・夜間診療体制の支援)</p>	<p>①医師会および近隣市町村と協力し、夜間・休日などの診療体制を支援します。</p>
<p>(7) 国民健康保険制度の安定化を図る (医療保険制度の安定化)</p>	<p>①国民健康保険の適切な運用とともに医療費の適正化に取り組み、制度運営の安定化を図ります。</p>

目標指標

指標	平成 27 年度 (実績値)	平成 32 年度 (目標値)
自分が健康だと感じている市民の割合	81.5%	85.0%
乳幼児健診の受診率	98.2%	98.5%
特定健診の受診率	41.3%	60.0%

[用語解説]

健康寿命	世界保健機関 (WHO) が 2000 年に提唱した概念。平均寿命は寿命の長さを表しているが、健康寿命は、日常的・継続的な医療・介護に依存しないで、自分の心身で生命維持し自立した生活ができる生存期間を表す。
国保データベースシステム	国保保険者や後期高齢者医療広域連合における保健事業の計画の作成や実施を支援するため、国保連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、①「統計情報」・②「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。



学校給食「牛久の日」



市民体育祭

第6節 防犯

犯罪のない安全な地域づくり

関連計画 総合計画前期基本計画、地域福祉計画/地域福祉活動計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者福祉計画/介護保険事業計画、障がい者プラン/障がい福祉計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略、(仮)空家等対策計画

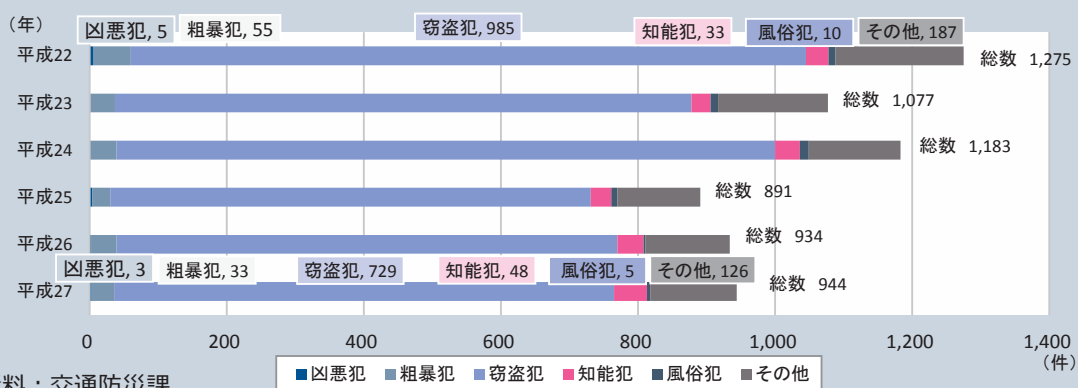
現状

- ◆都市化の進展にともない市内の犯罪（刑法犯認知件数）は増加していましたが、自主防犯パトロールや防犯サポーターの発足、平成17年4月の牛久警察署開署などにより、市内の犯罪は大幅に減少しました。しかし、平成25年の年間891件を底にして増加に転じ、平成27年は年間944件となりました。最も多い犯罪は窃盗犯で、毎年8割近くを占めており、近年では知能犯の増加が目立っています。
- ◆本市では、市民の夜間における安全性を確保するため防犯灯の設置をすすめてきましたが、近年になって、住宅地の空家増加など、新たな治安悪化要因が顕在化しています。

課題

- 市民、行政、警察等の連携などにより防犯活動を強化するとともに、市民の防犯に対する知識を高めることで、地域の防犯力を高め、犯罪の未然防止に取り組んでいく必要があります。
- 夜間や人通りの少ない地域においては、市民それぞれが警戒心を持って行動するとともに、行政がより犯罪が起こりにくい環境を整備することが必要です。

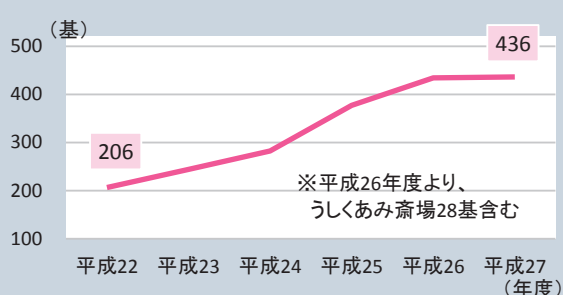
【刑法犯認知件数の推移】



【防犯灯設置件数の推移】



【防犯カメラ設置件数の推移】



施策の展開方向と取組内容

※網かけ部分は重点的に取り組む事項

<p>(1) 地域が防犯に取り組む意識を醸成する (防犯意識の向上促進)</p>	<p>①街頭防犯キャンペーンや防犯診断などの市民と行政、警察の協働による啓発活動を推進します。</p> <p>②広報紙やかっぱメール（牛久市メールマガジン）などによる情報提供により、市民一人一人の防犯意識を高めます。</p> <p>③高齢者を狙った詐欺や窃盗、悪徳商法による被害を未然に防ぐため、警察や防犯連絡員協議会による広報や訪問指導、シニアクラブ向け安全教室などの防犯啓発活動を推進します。</p>
<p>(2) 市民協働による犯罪の起こらない地域づくりを推進する (防犯活動の推進)</p>	<p>①市民による防犯パトロールの一層の充実を支援し、地域の防犯力向上を促進します。</p> <p>②関係団体との連携により、地域での盗難の予防、少年非行および犯罪防止、暴力排除運動などの防犯活動を推進します。</p> <p>③高齢者や重度障がい者を犯罪から守るため、緊急通報システムや見守り台帳を活用します。</p> <p>④子どもを犯罪から守るため、かっぱメール（牛久市メールマガジン）などにより地域安全情報を提供するとともに、市民による地域安全パトロールや防犯教室、子どもを守る110番の家の充実を促進します。</p> <p>⑤「空家バンク制度」を活用した空家・空店舗等の所有者と賃貸・購入希望者のマッチングや入居支援などにより、空家増加による治安悪化の解消を図ります。(4章3節(2)③、5章1節(1)④に再掲)</p>
<p>(3) 夜間や人通りの少ない地域における安全を確保する (防犯灯・防犯カメラの整備)</p>	<p>①行政区と連携し、ニーズの高い場所への効果的な防犯灯整備を推進します。</p> <p>②公園や公共施設、まちなかへの防犯カメラ設置などにより、犯罪の予防や早期発見に取り組みます。</p>

目標指標

指標	平成27年度 (実績値)	平成32年度 (目標値)
刑法犯認知件数	944件/年	900件/年
自警団を形成している行政区数	29行政区	37行政区
防犯カメラ設置件数	436基	458基

